

吹田市私立幼稚園給食費補助金のご案内

補助内容

令和7年度に私学助成幼稚園を利用する子供について、給食費のうち副食費（おかず、おやつ）相当分を補助します（月額4,900円まで）。

- 主食費（ごはん・パン）は対象になりません。
- 施設に支払う副食費相当額と4,900円を月ごとに比較して、いずれか低い方の金額を補助金額とします。
- 給食費に未納がある場合や、教育時間前後・長期休業期間中の預かり保育での給食費は補助対象外です。



対象者

吹田市から施設等利用給付認定（新1・2・3号認定）を受けて、私学助成幼稚園を利用しており、次の条件のいずれかに当てはまる子供。

	前期分（4月～8月）	後期分（9月～3月）
1	父母の <u>前年度</u> 市町村民税所得割額の合計額が77,101円未満（年収360万円未満相当）である世帯の子供 ^{※1・2}	父母の <u>今年度</u> 市町村民税所得割額の合計額が77,101円未満である世帯の子供
2	小学校3年生までのきょうだい ^{※3} からカウントして第3子以降となる子供	
3	生活保護受給世帯又は里親に委託されている子供 ^{※4}	

※1 市町村民税所得割額は、税額控除のうち調整控除を控除し、それ以外の税額控除（寄附金税額控除、住宅借入金等特別税額控除など）を控除する前のもので審査します。

※2 祖父母と同居している方で①令和5年中の父母又はひとり親の収入が100万円未満、②父母又はひとり親の直近2ヶ月の月収が8.4万円未満、③祖父母の令和5年中の収入の合計が300万円以上、のすべてに該当する場合は、祖父母の市町村民税所得割額で判断します。

※3 小学校就学前の子供は、認可保育所・認定こども園・幼稚園・企業主導型保育事業・障がい児通所施設等を利用する子供に限りです。

※4 該当する場合は、吹田市の保育幼稚園室利用費担当までご連絡ください。

課税関係書類の提出について

補助を希望する方については、前期分（4月～8月）と後期分（9月～3月）に分けて、吹田市で課税状況等を審査します。対象年度の市民税が未申告の方や他市町村から転入された方は、課税状況等の確認のため、課税関係書類の提出をお願いします。ただし、補助を希望しない場合や、補助要件に該当しないと保護者の方で判断された場合は不要です。また、課税関係書類を提出いただいた場合でも、補助要件に該当しない場合は補助対象外となります。

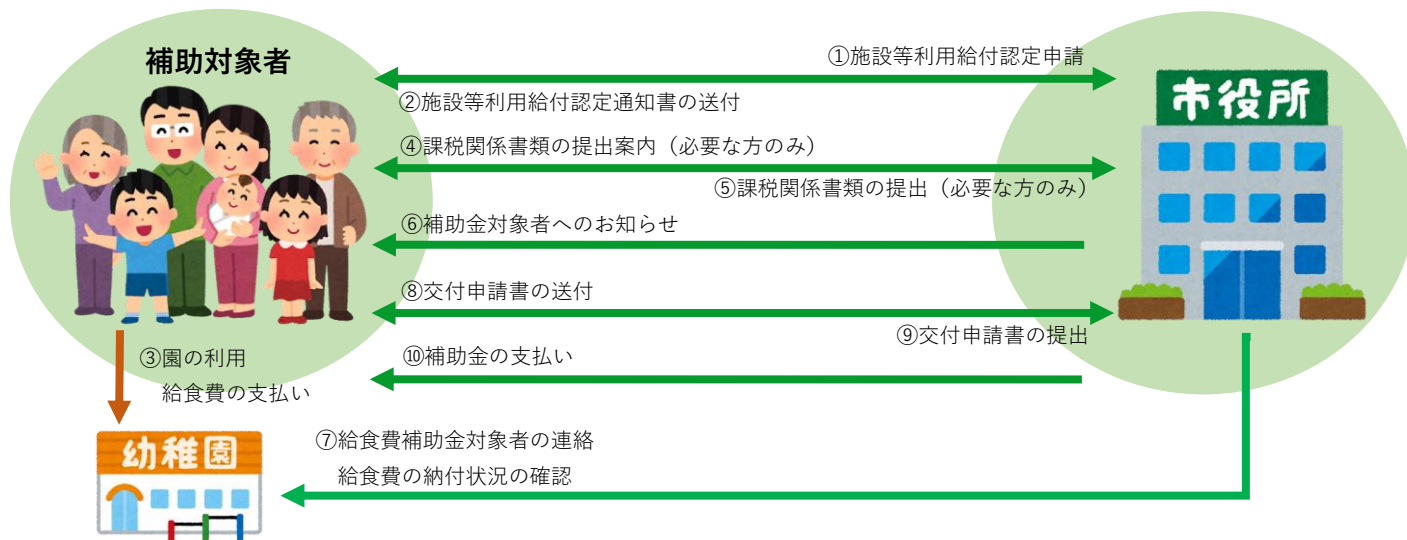
	前期分（4月～8月）	後期分（9月～3月）
令和6年1月1日以前から吹田市に住民登録があり市民税が未申告の方	・令和6年度市民税・府民税申告書を吹田市の市民税課へ提出 ^{※1}	・令和7年度市民税・府民税申告書を吹田市の市民税課へ提出 ^{※1}
令和6年1月2日から令和7年1月1日までに吹田市に転入した方	・下記の①又は②を吹田市の保育用幼稚園室へ提出 ①令和6年度住民税課税証明書 ^{※2} ②マイナンバーの分かる書類+本人確認書類（海外に居住していた場合は海外収入の分かる書類）	・下記の①又は②を吹田市の保育用幼稚園室へ提出 ①令和7年度住民税課税証明書 ^{※2} ②マイナンバーの分かる書類+本人確認書類（海外に居住していた場合は海外収入の分かる書類）
令和7年1月2日以降に吹田市に転入した方・単身赴任等で吹田市外にお住まいの方		

※1 勤務先から給与支払報告書が提出されている方や確定申告書を提出された方は提出不要です。

※2 証明書の名称は市町村によって異なります。また、課税証明書は市町村民税所得割額及び税額控除の内訳が記載されたものが必要です。
なお、配偶者が控除対象配偶者（又は同一生計配偶者）であることが課税証明書で分かる場合は、配偶者の課税証明書は不要です。

手続の流れ

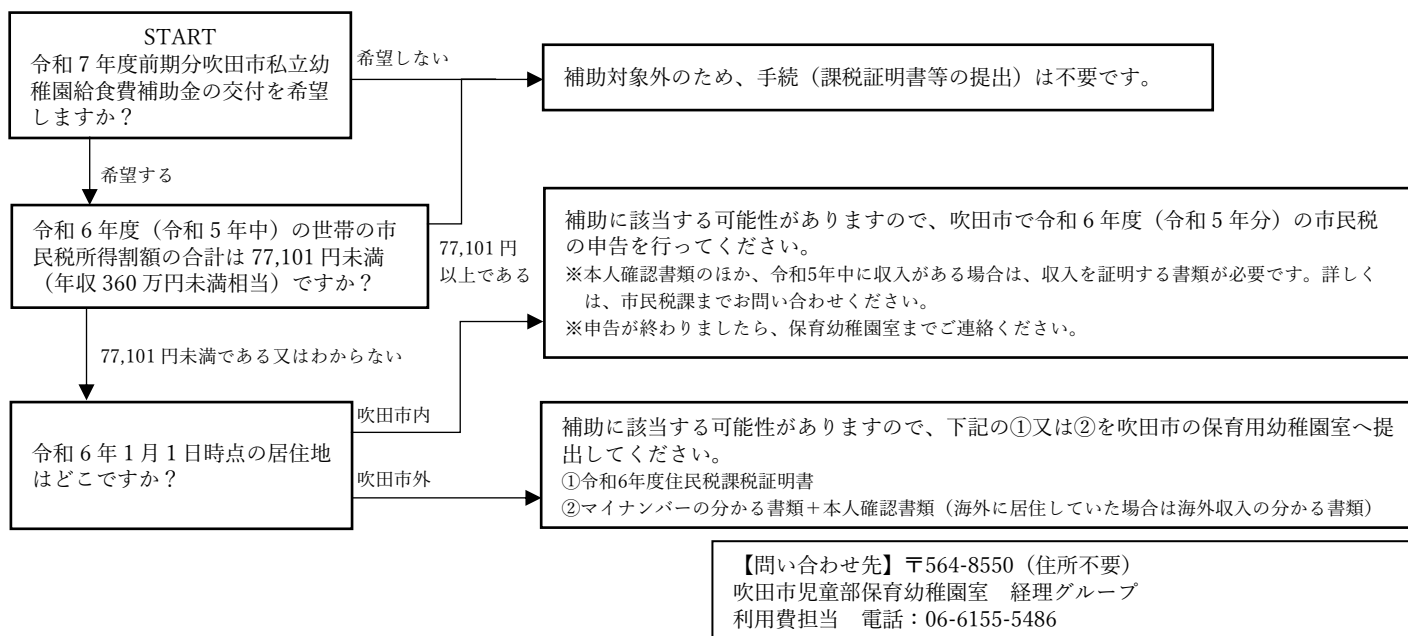
補助を希望し、補助要件に該当する方には、後日、吹田市から補助金対象者へのお知らせと交付申請書をお送りします。保護者の方は、給食費を園へお支払いいただいた後に吹田市へ交付申請を行ってください。交付申請手続完了後に、吹田市から保護者の方へ補助金を支給します。



Q & A（Q & Aに記載された内容以外で御不明点がございましたら、下記担当までお問い合わせください。）

No	問い	答え
1	今回、課税関係書類を提出し、後日、上記⑥補助金対象者へのお知らせが届きましたが、今年度はすべて補助対象となりますか。	前期分（4月～8月）と後期分（9月～3月）で補助要件が異なりますので、課税状況等により補助対象外となる場合があります。また、途中退園や市外転出した場合は、補助対象となるのは吹田市で認定を受けていた期間のみとなります。
2	補助対象者は幼稚園へ給食費を支払わなくてよいのですか？	吹田市では償還払い（保護者が給食費を支払った後に、市から保護者へ補助金を支払う方式）にて実施します。したがって、補助対象者の方も先に幼稚園へ給食費をお支払いいただく必要があります。
3	世帯状況や課税状況に変更があった場合はどうしたらよいですか。	年度途中から補助対象又は対象外となる場合がありますので、すみやかに担当窓口までご連絡ください。
4	交付申請書はいつ届きますか。また、支給はいつされますか。	【前期分】令和7年9月上旬交付申請書の送付・10月末支給 【後期分】令和8年3月上旬交付申請書の送付・4月末支給 を予定しています。

令和7年度前期分（4月～8月）補助の判定のためのフローチャート



【問い合わせ先】〒564-8550（住所不要）
吹田市児童部保育幼稚園室 経理グループ
利用費担当 電話：06-6155-5486